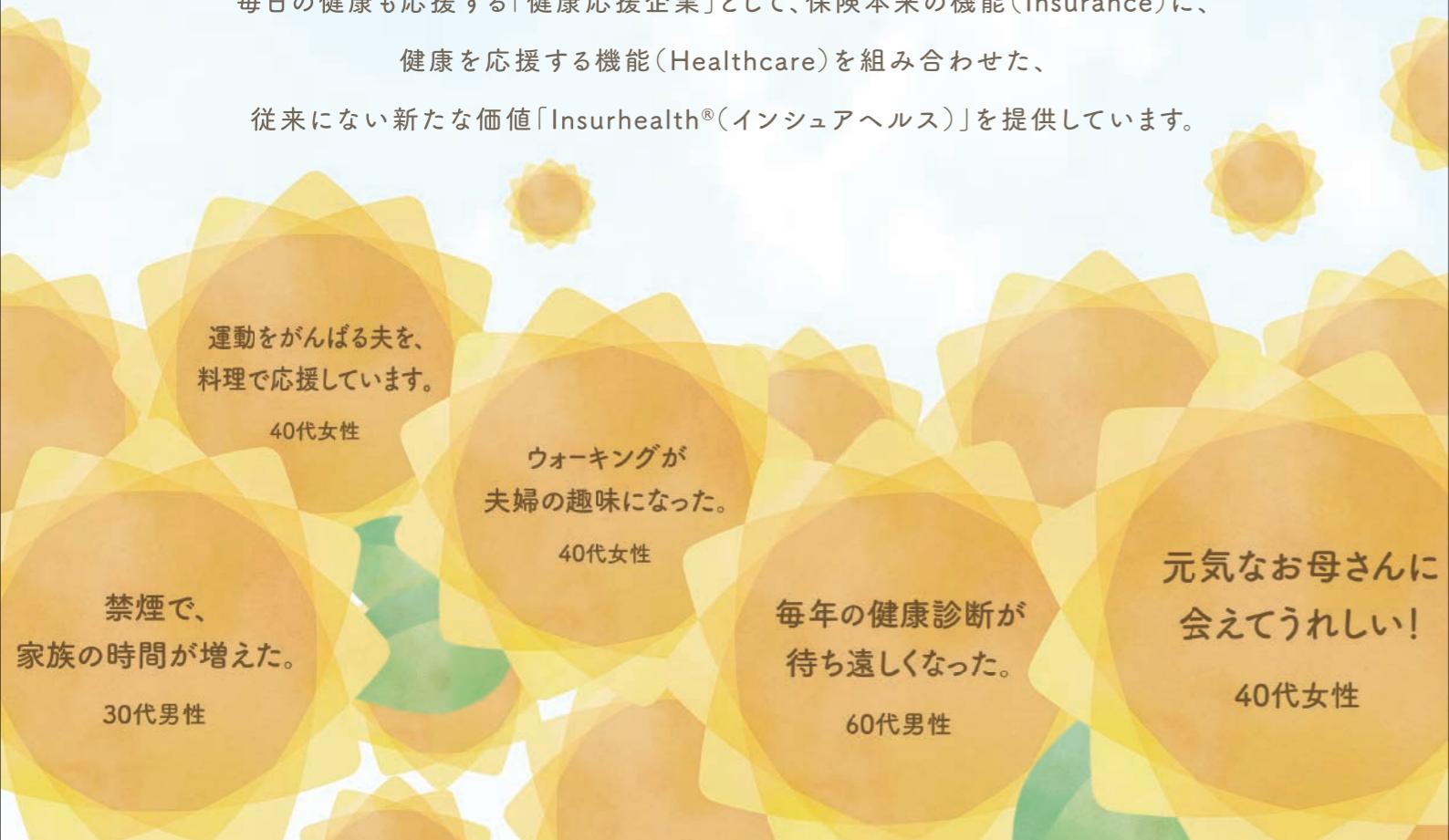


保険が人を健康にする インシュアヘルスの時代へ。

Insurhealth®



SOMPOひまわり生命は、万が一の保障だけでなく、毎日の健康も応援する「健康応援企業」として、保険本来の機能(Insurance)に、健康を応援する機能(Healthcare)を組み合わせた、従来にない新たな価値「Insurhealth®(インシュアヘルス)」を提供しています。



インシュアヘルス



詳しくはP10~P11へ



〈引受保険会社〉



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
(公式ウェブサイト) <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お申込みサポート、保険相談予約、ご質問もお気軽に
SOMPOひまわり生命 新契約サポートセンター



0120-088-142

受付時間 月曜~金曜 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日および12/31~1/3を除く)

HL-P-A-23-00208(2023.9.4)B1119(23.09)TP



SOMPOひまわり生命

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん治療給付型

終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)

通信販売用

がんと診断・
再発・
継続治療で

がん診断給付金
(がん診断給付特約)

毎年
100万円
※1※2
(回数無制限)

がんの治療
期間中

がん治療給付金

毎月
10万円
※1※2



今や男性の65.5%、女性の50.2%が
がんと診断される時代。

がん治療は精神的な不安だけでなく、治療費、収入減など
様々な不安があります。

当社の「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り」では、
がんの予防～万が一の保障、治療後のケアまでトータルに
サポートすることができます。

特にがんに関する手厚い保障がほしい方にお勧めですので
ご検討ください。

※出典:公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2021」
年齢階級別罹患リスク(2017年罹患・死亡データに基づく)全がん(生涯)

重要

ご契約前に特にご確認いただきたい事項を中面の「ご契約に際しての重要事項(通信販売用)」
「ご契約のしおり(抜粋)」に記載しております(17~30ページ)。
必ずご一読くださいようお願いいたします。

ポイント

1

初めてがんと診断されたら **100万円^{※1}**、
再発・転移・継続治療の場合も毎年 **100万円^{※1※2}**
をお支払いします。



初めてがんと診断された場合や再発・転移・継続治療(入院・外来治療)などを受けた場合にお受け取りいただけます。(がん診断給付金<がん診断給付特約>)

また、がんの治療期間中は毎月 **10万円^{※1※2}**

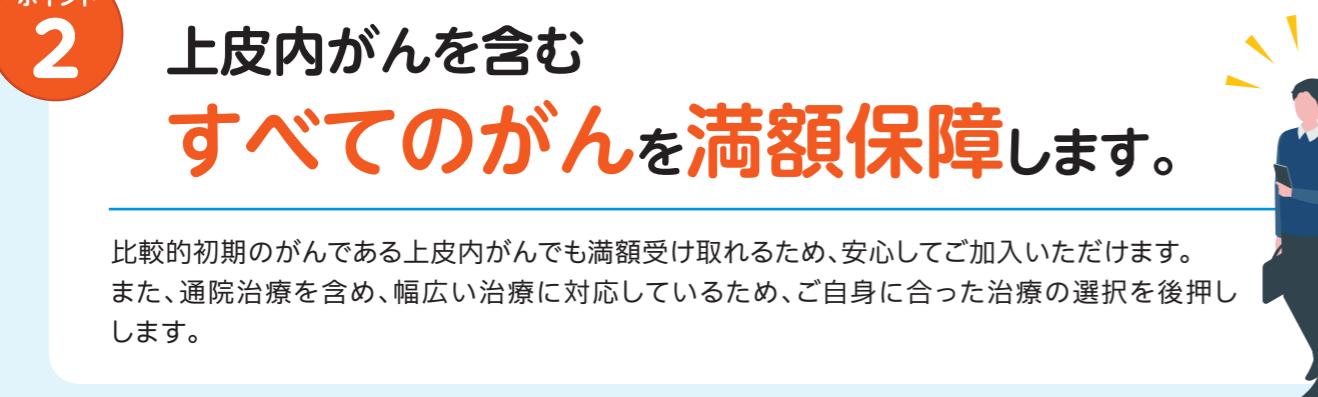
お受け取りいただけます。(がん治療給付金)

※1 おすすめプランの場合 ※2 支払事由に該当する限り

ポイント

2

上皮内がんを含む
すべてのがんを満額保障します。

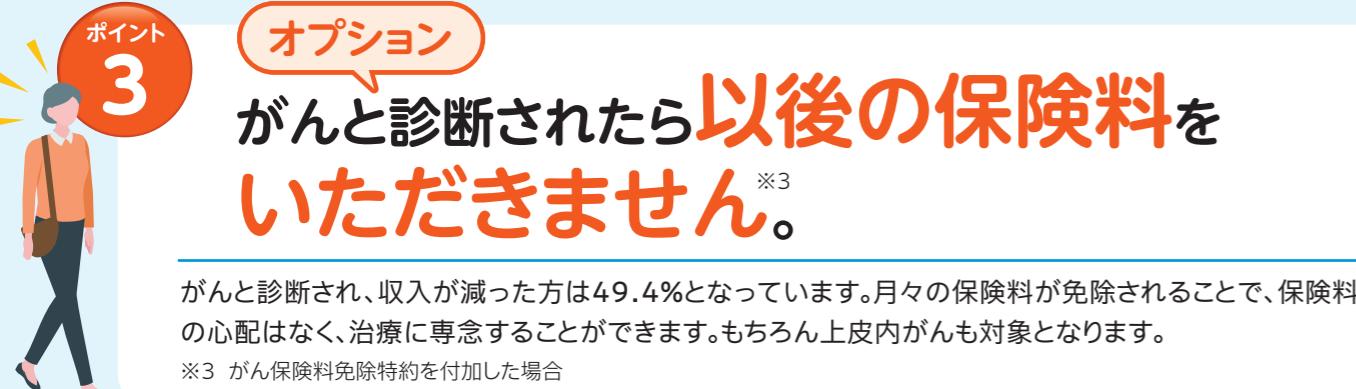


比較的初期のがんである上皮内がんでも満額受け取れるため、安心してご加入いただけます。
また、通院治療を含め、幅広い治療に対応しているため、ご自身に合った治療の選択を後押しします。

ポイント

3

オプション
がんと診断されたら **以後の保険料を
いただきません。**^{※3}



がんと診断され、収入が減った方は49.4%となっています。月々の保険料が免除されることで、保険料の心配はなく、治療に専念することができます。もちろん上皮内がんも対象となります。

※3 がん保険料免除特約を付加した場合

ポイント

4

がんの保障の開始と保険料のお支払いについて、**がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期^{※4}の属する日から起算して3か月経過後となります。なお、ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません。**

このがん保険の保障はご契約から3か月後に開始し、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

※4 ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けたときまたは告知のときのいずれか遅いときとなります。

今や生涯に半数以上ががんと診断される時代です

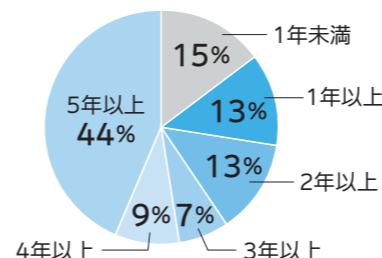
■年齢階級別罹患リスク

	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	~79歳	生涯
男性	1.2%	2.7%	7.8%	21.9%	43.6%	65.5%
女性	2.3%	6.3%	12.4%	21.2%	32.8%	50.2%

公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2021」
年齢階級別罹患リスク(2017年罹患・死亡データに基づく)全がん

85%以上の方は1年以上の継続治療をしています

■がんの治療期間



・調査期間:2020年8月5日～8月25日

・回答者数:335名

・実施方法:認定NPO法人キャンサーネットジャパンによるインターネットでの調査

・調査対象:がんに罹患したことがある方
・端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

がんにかかると
これだけ治療が長期化するのか。
公的医療保険制度だけに
頼るのではなく、
自ら保障を用意する必要が
ありそうだ。



■上皮内がんの罹患数

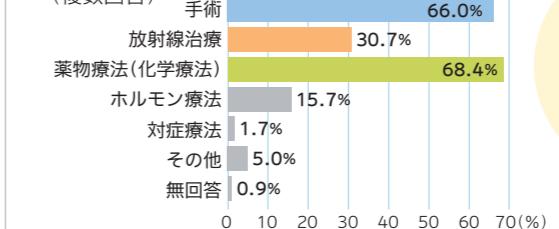
(推計値)(全部位)



国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ))をもとに当社で作成

■がんに罹患した人が受けている・受けた治療

(複数回答)



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(平成31年3月)」をもとに当社で作成

今はいろんな
治療方法があるから、
幅広い治療に
備えられるのは
嬉しいわ!



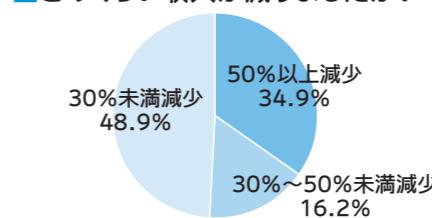
■がん罹患後の収入の状況

無回答 0.7%



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(平成31年3月)」をもとに当社で作成

■どのくらい収入が減りましたか?



SOMPOひまわり生命保険株式会社「三大疾病インターネット調査(2016年)」【対象者】全国の20～50歳代の男女、がん患者(経験者+現在治療中の患者)かつ病気にかかる前に仕事をしており安定的な収入があった人:515人

がんになってからも
保険料を払い続けられるか
不安だから、
払い込みが不要になるのは
安心だ。



保険料が発生しません



- 責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。
- 年払・半年払の初回保険料は、保障のない3か月間分を差引いた保険料(年払は9か月分、半年払は3か月分)を責任開始日前に支払う必要があります。
- 特約中途付加を除きます。

特徴
保障内容

保険料表

支払事例
サービス

お手続き方法

重要事項説明

2

保障内容

保険期間・保険料払込期間：終身

上皮内がんでも満額保障！



がんに備えて、ひとりひとりに適したプランをお選びいただけます

	給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	充実の保障	バランス重視	手頃な保険料	
主契約	がん治療給付金※1 詳しくはP15へ	がんの治療を目的としてつぎのいずれかに該当したとき ①手術 ②放射線治療 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④緩和療養 ⑤入院 ※①②⑤については通算の限度を超えてお支払いします(通算無制限)。	通算120か月限度 (1か月に1回)	おすすめプラン 10万円	診断一時金重点プラン 5万円	月額給付金重点プラン 10万円	
	自由診療抗がん剤・ ホルモン剤治療 給付金※2 詳しくはP15へ	つぎのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき ①先進医療※3 ②患者申出療養※3 ③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されているもの ④欧米で承認されたもの	通算12か月限度 (1か月に1回)	20万円	10万円	20万円	
	自由診療 乳房再建給付金※2 詳しくはP16へ	所定の乳房再建術を受けたとき	一乳房につき 1回限度	10万円	5万円	10万円	
	がん診断給付金 (がん診断給付特約) 詳しくはP16へ	つぎのいずれかに該当したとき 【1回目】 初めてがんと医師により診断確定されたとき 【2回目以降】 直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき ●新たにがんと医師により診断確定されたとき ●がん治療のために入院を開始または継続しているとき ●がん治療のための外来治療を受けたとき ●がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき	回数無制限 (1年に1回限度)	100万円	100万円	50万円	
オプション	オプションでお選びいただけます	がん保険料免除特約	初めてがんと医師により診断確定されたとき、以後の保険料のお払い込みは不要となります。	一生涯保障			

※1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。

※2 がん治療給付金の支払対象となるものが対象です。

※3 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り

ます。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

- 主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。
- この保険の基本保障は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)+がん診断給付特約です。
- 保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただけた場合、死亡給付金はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

どのプランか迷うな…

そんな方は、例えば…

30歳 男性 [非喫煙者][オプションなし]
プラン：診断一時金重点プラン
保険料：月々1,850円

がんと診断されたときは給付金で100万円
もらえるプランで安心。
また、タバコを吸わない分保険料
が割安になるのはうれしい！



40歳 男性 [非喫煙者][オプションあり]
プラン：おすすめプラン
保険料：月々4,090円

子どもの教育費がまだかかるから、自分ががんになったときの備えは手厚くしておきたい。収入が減ってしまうことも不安なため、がんと診断されたら保険料が免除されるのは安心！



60歳 女性 [非喫煙者][オプションあり]
プラン：月額給付金重点プラン
保険料：月々4,075円

長引く治療にかかる費用が不安なので、月々の保障が手厚いプランで安心。
今後の年金生活に備えて、がんと診断されたときに保険料が免除になるのも魅力的ね。



2023年9月現在の保険料

特徴
保障内容

保険料表

支払事例/サービス

手続き方法

重要事項説明

STEP 1 プランをご選択ください

STEP 2 オプション(がん保険料免除特約)の有無をご選択ください

STEP 3 たばこを過去1年間吸っていない方は「非喫煙者」、そうでない方は「喫煙者」の保険料をご覧ください

たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申込みいただけます

詳しくはP10へ

(単位:円)

年齢 (歳)	がん保険料免除特約 [あり]		がん保険料免除特約 [なし]	
	喫煙者	非喫煙者	喫煙者	非喫煙者
20	1,960	1,890	1,670	1,620
21	2,030	1,950	1,730	1,670
22	2,110	2,020	1,790	1,720
23	2,180	2,090	1,840	1,780
24	2,260	2,170	1,920	1,840
25	2,350	2,250	1,980	1,900
26	2,440	2,340	2,040	1,970
27	2,540	2,430	2,120	2,030
28	2,630	2,530	2,200	2,110
29	2,730	2,610	2,280	2,180
30	2,830	2,720	2,370	2,260
31	2,960	2,820	2,450	2,340
32	3,080	2,940	2,540	2,430
33	3,210	3,050	2,640	2,520
34	3,350	3,190	2,730	2,610
35	3,490	3,320	2,830	2,700
36	3,630	3,460	2,940	2,800
37	3,790	3,600	3,070	2,910
38	3,950	3,750	3,190	3,030
39	4,130	3,910	3,320	3,160
40	4,320	4,090	3,460	3,290
41	4,510	4,270	3,600	3,420
42	4,700	4,470	3,760	3,570
43	4,930	4,660	3,930	3,710
44	5,180	4,890	4,100	3,870
45	5,430	5,120	4,280	4,040
46	5,700	5,380	4,480	4,220
47	5,990	5,640	4,660	4,420
48	6,310	5,930	4,890	4,610
49	6,620	6,220	5,120	4,800
50	6,940	6,520	5,350	5,030
51	7,310	6,850	5,620	5,260
52	7,670	7,190	5,870	5,510
53	8,070	7,550	6,150	5,750
54	8,470	7,910	6,440	6,020
55	8,880	8,290	6,720	6,280
56	9,320	8,680	7,040	6,560
57	9,760	9,080	7,350	6,840
58	10,230	9,500	7,690	7,140
59	10,720	9,930	8,020	7,460
60	11,220	10,370	8,380	7,770
61	11,750	10,820	8,740	8,110
62	12,290	11,310	9,130	8,450
63	12,860	11,820	9,520	8,800
64	13,430	12,300	9,920	9,180
65	13,980	12,780	10,330	9,560
66	14,540	13,250	10,760	9,910
67	15,090	13,730	11,180	10,300
68	15,640	14,190	11,610	10,710
69	16,210	14,680	12,050	11,110
70	16,790	15,150	12,510	11,520
71	17,380	15,660	12,990	11,950
72	18,010	16,170	13,470	12,390
73	18,650	16,720	13,970	12,850
74	19,230	17,210	14,450	13,290
75	19,790	17,690	14,930	13,720
76	20,280	18,130	15,390	14,140
77	20,720	18,530	15,830	14,540
78	21,130	18,880	16,260	14,930
79	21,490	19,200	16,680	15,310
80	21,830	19,500	17,090	15,700

年齢 (歳)	(バランス重視)		診断一時金重点プラン	
	がん保険料免除特約 [あり]		がん保険料免除特約 [なし]	
	喫煙者	非喫煙者	喫煙者	非喫煙者
20	1,605	1,545	1,365	1,325
21	1,660	1,595	1,415	1,365
22	1,725	1,650	1,465	1,405
23	1,785	1,710	1,505	1,455
24	1,850	1,775	1,570	1,505
25	1,925	1,840	1,620	1,555
26	1,995	1,915	1,670	1,610
27	2,080	1,990	1,735	1,660
28	2,150	2,070	1,800	1,725
29	2,235	2,135	1,865	1,785
30	2,320	2,225	1,940	1,850
31	2,425	2,310	2,005	1,915
32	2,525	2,410	2,080	1,990
33	2,630	2,500	2,160	2,065
34	2,745	2,615	2,235	2,135
35	2,860	2,720	2,320	2,210
36	2,975	2,835	2,410	2,295
37	3,105	2,950	2,515	2,385
38	3,235	3,070	2,615	2,485
39	3,385	3,205	2,720	2,590
40	3,540	3,350	2,835	2,695
41	3,695	3,500	2,950	2,805
42	3,855	3,665	3,080	2,925
43	4,045	3,820	3,220	3,040
44	4,250	4,010	3,360	3,170
45	4,455	4,200	3,510	3,310
46	4,675	4,415	3,675	3,460
47	4,915	4,625	3,825	3,625
48	5,180	4,865	4,015	3,785
49	5,440	5,105	4,205	3,940
50	5,700	5,355	4,395	4,130
51	6,005	5,625	4,615	4,320
52	6,300	5,905	4,820	4,525
53	6,630	6,200	5,050	4,720
54	6,960	6,495	5,290	4,940
55	7,295	6,810	5,520	5,155
56	7,655	7,130	5,780	5,385
57	8,015	7,455	6,035	5,615
58	8,405	7,800	6,310	5,860
59	8,805	8,150	6,580	6,120
60	9,210	8,510	6,875	6,370
61	9,640	8,875	7,165	6,645
62	10,080	9,275	7,480	6,925
63	10,540	9,685	7,795	7,205
64	11,000	10,075	8,115	7,510
65	11,445	10,460	8,445	7,815
66	11,895	10,835	8,790	8,095
67	12,330	11,220	9,120	8,405
68	12,770	11,585	9,465	8,730
69	13,225	11,975	9,815	9,045
70	13,695	12,355	10,185	9,380
71	14,175	12,770	10,575	9,730
72	14,695	13,190	10,970	10,090
73	15,225	13,645	11,385	10,470
74	15,725	14,070	11,795	10,845
75	16,220	14,495	12,215	11,225
76	16,675	14,905	12,635	11,610
77	17,110	15,300	13,055	11,995
78	17,540	15,670	13,485	12,385
79	17,930	16,015	13,905	12,765
80	18,300	16,345	14,320	13,155

年齢 (歳)	(手頃な保険料)月額給付金重点プラン			
	がん保険料免除特約 [あり]		がん保険料免除特約 [なし]	
喫煙者	非喫煙者	喫煙者	非喫煙者	
20	1,335	1,290	1,140	1,105
21	1,385	1,330	1,180	1,140
22	1,440	1,380	1,220	1,175
23	1,485	1,425	1,255	1,215
24	1,540	1,480	1,310	1,255
25	1,600	1,535	1,350	1,295
26	1,665	1,595	1,390	1,345
27	1,730	1,655	1,445	1,385
28	1,795	1,725	1,500	1,440
29	1,860	1,780	1,555	1,485
30	1,925	1,855	1,615	1,540
31	2,015	1,920	1,670	1,595
32	2,095	2,000	1,730	1,655
33	2,185	2,075	1,800	1,715
34	2,280	2,170	1,860	1,780
35	2,375	2,260	1,925	1,840
36	2,470	2,355	2,000	1,905
37	2,580	2,450	2,090	1,980
38	2,690	2,555	2,170	2,060
39	2,810	2,660	2,260	2,150
40	2,940	2,785	2,355	2,240
41	3,070	2,905	2,450	2,325
42	3,195	3,040	2,560	2,430
43	3,350	3,170	2,675	2,525
44	3,520	3,325	2,790	2,635
45	3,690	3,480	2,910	2,750
46	3,875	3,655	3,045	2,870
47	4,070	3,835	3,165	3,005
48	4,285	4,030	3,320	3,130
49	4,490	4,225	3,475	3,260
50	4,710	4,425	3,630	3,415
51	4,960	4,650	3,815	3,570
52	5,205	4,880	3,985	3,740
53	5,475	5,125	4,175	3,905
54	5,745	5,370	4,370	4,090
55	6,025	5,625	4,560	4,265
56	6,325	5,890	4,780	4,455
57	6,625	6,165	4,990	4,645
58	6,940	6,450	5,225	4,850
59	7,275	6,745	5,450	5,070
60	7,620	7,045	5,695	5,285
61	7,985	7,355	5,945	5,520
62	8,355	7,690	6,215	5,750
63	8,750	8,045	6,485	5,995
64	9,145	8,375	6,765	6,260
65	9,525	8,710	7,050	6,525
66	9,915	9,040	7,350	6,770
67	10,305	9,375	7,650	7,045
68	10,690	9,700	7,950	7,335
69	11,090	10,045	8,260	7,620
70	11,490	10,370	8,580	7,900
71	11,895	10,720	8,910	8,195
72	12,320	11,065	9,235	8,495
73	12,750	11,435	9,570	8,805
74	13,120	11,745	9,880	9,090
75	13,465	12,040	10,180	9,355
76	13,745	12,290	10,450	9,600
77	13,970	12,495	10,690	9,815
78	14,155	12,650	10,905	10,010
79	14,305	12,785	11,115	10,200
80	14,445	12,905	11,315	10,395

＜ご確認ください＞

- 保険料は、契約日時点の満年齢で計算されます。詳しくは13ページに記載の「保障開始までのスケジュール(月払例)」をご確認ください。
- 保険料表内の「喫煙者」は「喫煙者保険料率」、「非喫煙者」は「非喫煙者保険料率」をさします。

●保険料の払込方法は、月払の他に年払・半年払もご用意しています。詳しくは上記のフリーダイヤルまでお電話ください。

●記載の保険料は2023年9月現在のものです。

女性

月払保険料表

保険期間・保険料払込期間:終身
契約年齢:20歳~80歳

STEP 1 プランをご選択ください

STEP 2 オプション(がん保険料免除特約)の有無をご選択ください

STEP 3 たばこを過去1年間吸っていない方は「非喫煙者」、そうでない方は「喫煙者」の保険料をご覧ください

お申込みサポート、保険相談予約、
ご質問もお気軽に

SOMPOひまわり生命 新契約サポートセンター

0120-088-142

受付時間
月曜~金曜 9:00~18:00
土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日および12/31~1/3を除く)

(充実の保障)おすすめプラン							
年齢 (歳)	がん保険料免除特約【あり】		がん保険料免除特約【なし】		年齢 (歳)	(バランス重視)	
	喫煙者	非喫煙者	喫煙者	非喫煙者		喫煙者	非喫煙者
20	3,170	2,540	2,440	2,030	20	2,490	2,000
21	3,290	2,630	2,520	2,090	21	2,580	2,070
22	3,410	2,710	2,610	2,170	22	2,675	2,130
23	3,530	2,800	2,710	2,240	23	2,765	2,200
24	3,660	2,890	2,800	2,300	24	2,865	2,265
25	3,780	3,000	2,900	2,380	25	2,960	2,350
26	3,920	3,100	2,990	2,450	26	3,065	2,425
27	4,060	3,200	3,090	2,550	27	3,170	2,500
28	4,200	3,310	3,210	2,630	28	3,275	2,585
29	4,340	3,430	3,320	2,710	29	3,380	2,675
30	4,500	3,530	3,440	2,810	30	3,500	2,750
31	4,640	3,650	3,560	2,890	31	3,605	2,840
32	4,790	3,740	3,660	2,970	32	3,715	2,910
33	4,930	3,850	3,780	3,060	33	3,820	2,990
34	5,080	3,960	3,890	3,160	34	3,930	3,070
35	5,210	4,060	4,020	3,250	35	4,030	3,145
36	5,350	4,180	4,130	3,340	36	4,130	3,235
37	5,480	4,280	4,260	3,440	37	4,225	3,305
38	5,630	4,380	4,370	3,530	38	4,335	3,380
39	5,760	4,480	4,480	3,600	39	4,430	3,450
40	5,880	4,580	4,590	3,690	40	4,520	3,525
41	6,010	4,670	4,700	3,770	41	4,620	3,595
42	6,130	4,760	4,800	3,850	42	4,710	3,665
43	6,230	4,840	4,890	3,910	43	4,790	3,725
44	6,330	4,920	4,960	3,980	44	4,870	3,790
45	6,410	4,970	5,040	4,040	45	4,935	3,830
46	6,460	5,020	5,100	4,090	46	4,980	3,875
47	6,510	5,060	5,160	4,140	47	5,025	3,910
48	6,540	5,090	5,210	4,170	48	5,060	3,940
49	6,570	5,110	5,260	4,200	49	5,090	3,965
50	6,600	5,140	5,300	4,240	50	5,120	3,995
51	6,650	5,170	5,350	4,270	51	5,170	4,025
52	6,700	5,210	5,410	4,320	52	5,220	4,065
53	6,760	5,250	5,460	4,370	53	5,280	4,105
54	6,820	5,290	5,530	4,410	54	5,340	4,145
55	6,890	5,360	5,610	4,480	55	5,410	4,210
56	6,980	5,420	5,690	4,540	56	5,495	4,270
57	7,090	5,500	5,800	4,630	57	5,595	4,345
58	7,210	5,590	5,910	4,700	58	5,705	4,425
59	7,330	5,690	6,010	4,790	59	5,810	4,515
60	7,460	5,780	6,130	4,880	60	5,925	4,595
61	7,590	5,870	6,240	4,970	61	6,040	4,675
62	7,720	5,980	6,350	5,040	62	6,155	4,770
63	7,860	6,060	6,470	5,140	63	6,275	4,840
64	7,990	6,160	6,580	5,220	64	6,390	4,925
65	8,100	6,240	6,690	5,300	65	6,485	4,995
66	8,200	6,300	6,780	5,370	66	6,570	5,050
67	8,280	6,370	6,880	5,450	67	6,640	5,110
68	8,350	6,410	6,960	5,520	68	6,705	5,150
69	8,410	6,450	7,030	5,570	69	6,760	5,185
70	8,450	6,470	7,110	5,630	70	6,795	5,205
71	8,490	6,500	7,170	5,690	71	6,830	5,230
72	8,500	6,500	7,240	5,730	72	6,840	5,230
73	8,500	6,500	7,300	5,770	73	6,840	5,230
74	8,510	6,500	7,360	5,830	74	6,850	5,235
75	8,520	6,510	7,420	5,880	75	6,860	5,245
76	8,540	6,520	7,500	5,920	76	6,880	5,255
77	8,560	6,550	7,580	5,980	77	6,905	5,285
78	8,590	6,580	7,680	6,040	78	6,935	5,315
79	8,620	6,600	7,740	6,110	79	6,965	5,335
80	8,620	6,610	7,820	6,170	80	6,975	5,350

(バランス重視) 診断一時金重点プラン							
年齢 (歳)	がん保険料免除特約【あり】		がん保険料免除特約【なし】		年齢 (歳)	(手頃な保険料)月額給付金重点プラン	
	喫煙者	非喫煙者	喫煙者	非喫煙者		喫煙者	非喫煙者
20	2,490	2,000	1,920	1,600	20	2,265	1,810
21	2,580	2,070	1,980	1,645	21	2,355	1,875
22	2,675	2,130	2,050	1,705	22	2,440	1,935
23	2,765	2,200	2,125	1,760	23	2,530	2,000
24	2,865	2,265	2,195	1,805	24	2,625	2,070
25	2,960	2,350	2,270	1,865	25	2,710	2,150
26	3,065	2,425	2,335	1,920	26	2,815	2,225
27	3,170	2,500	2,410	1,995	27	2,920	2,300
28	3,275	2,585	2,500	2,055	28	3,025	2,380
29	3,380	2,675	2,580	2,115	29	3,130	2,470
30	3,500	2,750	2,670	2,190	30	3,250	2,545
31	3,605	2,840	2,760	2,250	31	3,355	2,635
32	3,715	2,910	2,835	2,305	32	3,470	2,700
33	3,820</td						

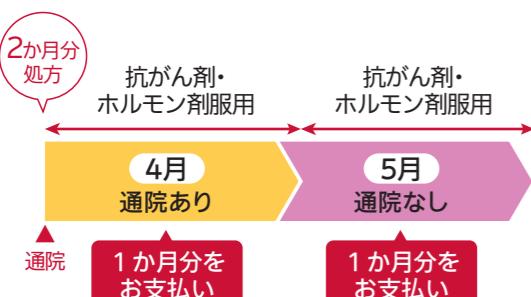
例えばこんなとき これだけお役に立ちます

ポイント
1

入院だけでなく、増えつつある
通院治療も保障します。

通院・入院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受取りいただけます（薬は処方月だけでなく投与期間が含まれる月もお受取りの対象となります）。

例



ポイント
2

治療の長期化や万が一の
再発・転移もサポートします。

回数無制限（1年に1回限度）

初めてがんと医師により診断確定されたときだけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。がんには再発・転移のリスクがありますが、万が一がんが再発・転移してしまった場合も保障します。

初回診断時だけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。



お支払い事例 (50歳男性 おすすめプランの場合) 保険料：月々5,030円*

大腸がん治療（ステージ0・ステージⅢ）のお支払い事例

健康診断で精密検査が必要となり、内視鏡検査を実施した結果、大腸上皮内がん（ステージ0）と診断。その後内視鏡手術と2日間（同月内）入院しました。1年後、内視鏡検査を実施し、新たに大腸がん（ステージⅢ）と診断。大腸がんの手術と17日間（同月内）入院しました。手術後1年間にわたって抗がん剤治療を行いました。（保険診療の抗がん剤治療9か月間、自由診療の抗がん剤治療3か月間）

1年目	2年目	3年目
大腸上皮内がんと診断 →がん診断給付金 100万円	大腸がんと診断 →がん診断給付金 100万円	大腸がんの治療を継続中 →がん診断給付金 100万円
入院・手術 1か月間 →がん治療給付金 10万円	入院・手術 1か月間 →がん治療給付金 10万円	抗がん剤（保険診療）9か月間 →がん治療給付金 90万円

がん診断給付金	100万円 × 3回 = 300万円	お受取総額
がん治療給付金	保険診療の入院・手術・抗がん剤治療 10万円 × 合計11か月 = 110万円	→ 470万円
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	自由診療の抗がん剤 20万円 × 3か月 = 60万円	

- お支払いの可否は、最終的には診断書の内容等により判断させていただきます。
- 記載している事例は、あくまでも一例であり、実際の治療内容には個人差があります。

- * 終身がん保険（C2）（がん治療給付型）（I型）+がん診断給付特約
- * 保険期間・保険料払込期間：終身
- * 保険料払込方法：口座振替月払
- * 非喫煙者保険料率
- * がん保険料免除特約は付加しない
- * 2023年9月現在の保険料

保険料率と禁煙☆チャレンジ！制度

過去1年間に喫煙歴がない方は、割安な保険料でお申込みいただけます！

喫煙者と非喫煙者の保険料率の違い

「喫煙者保険料率」または「非喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。ご契約時に健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合、割安な保険料でお申込みいただけます。

例 40歳 男性（おすすめプランの場合）

過去1年以内に喫煙またはたばこ商品を使用したことがありますか？*



※喫煙・たばこ商品は紙たばこ、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、ニコチンガム、ニコチンパッチ、電子たばこ、加熱式たばこ等を含みます。

*終身がん保険（C2）（がん治療給付型）（I型）+がん診断給付特約+がん保険料免除特約

*保険期間・保険料払込期間：終身 *保険料払込方法：口座振替月払 *2023年9月現在の保険料

- 喫煙状況の確認のため、お申込み内容により告知に加えて所定の検査を求めることがあります。

- ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することができます。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。

なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。

● 検査の結果によっては、非喫煙者保険料率が適用できない場合があります。

● 上記取扱いは2023年9月現在の内容に基づいています。

たばこを吸っている方でも!! » 禁煙☆チャレンジ！制度

ご契約後に1年以上禁煙に成功すると保険料率を変更できるチャンスがあります！

「喫煙者保険料率」を適用したご契約は、被保険者がご契約後の所定の期間内に1年以上喫煙歴がないなど、当社の定める基準を満たしている場合、「非喫煙者保険料率」へ変更ができます。

禁煙☆チャレンジ！制度のイメージ

当社でお手続きを受けた翌月から将来の保険料を改めます。



禁煙チャレンジ可能期間となりましたら、お手続きのご案内書類をお送りします。

【禁煙☆チャレンジ！制度の取扱いにあたって、つぎの点についてご注意ください。】

- 保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況が当社の定める範囲内であっても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- 当社の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。
- 上記取扱いは2023年9月現在の内容に基づいています。

ご利用可能なサービス

がんサポートサービスのご紹介

がん予防・早期発見・万が一の保障・治療後のケアまで、トータルにサポートします。

予防

生活習慣の改善、
健康活動を
サポートするアプリ



早期発見

1滴の尿から15種類の
がんリスクを高精度に判定



N-NOSE®

※1、※2

提供会社:株式会社HIROTSU/バイオサイエンス

治療時

セカンドオピニオンを
受けられる
医療機関をご案内

SOMPO
健康生活サポートサービス

※3

SOMPOグループで共同運営するサービスです。

治療後の ケア

がん専門運動指導士が
カラダの不調改善を支援

RENAISSANCE

※2、※3

がん患者さま向けオンライン運動レッスン

提供会社:株式会社ルネサンス

●上記は2023年9月時点での内容です。各サービスは予告なく変更
または終了することがあります。

※1 マイリンククロスご登録者さま向けサービスです。

※2 当社が提携する各企業のサービスを提供するものです。

※3 当社の保険契約にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・
そのご家族(2親等以内)の方向けサービスです。

ご契約の流れ

お申込みサポート、
保険相談予約、
ご質問もお気軽に

SOMPOひまわり生命 新契約サポートセンター
0120-088-142
受付時間
月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日および12/31～1/3を除く)

ご意向に合った保険に入っていた
だくために、以下の点をご確認
ください

- パンフレットの表紙にどのような方
に向いている保険商品なのかを記載
しています。
- パンフレットの中面に特徴、保障内
容、保険料、ご契約に際しての重要
事項を記載しています。
- お申込用紙の「意向確認書」欄に、
お申込時の最終的なご意向と商品
特徴を記載しています。

STEP 1 プランをご選択ください

パンフレットの保障内容と保険料表からご希望のプランをお選びください。保険料とお支払方法もあわせてご確認ください。

STEP 2 申込書類に必要事項をご記入ください

お申込用紙に必要事項をご記入ください。医師の診査は不要です。お申込用紙はオモテ・ウラ1枚です。申込書類の記入方法が分からなくなつた場合は同封の「記入ガイド」をご確認ください。

●オモテ面「意向確認書」「申込書」 ウラ面「告知書」

STEP 3 申込書類をポストへ投函してください

返信用封筒にお申込用紙を入れポストに投函してください。

STEP 4 当社よりご連絡いたします

当社に書類が到着後、ご案内をお送りいたします。

STEP 5 保険証券を発送いたします

ご契約成立後、保険証券を発送します。
保険証券は重要な書類となりますので、大切に保管してください。



ご加入後に使える便利なWebサービス!

My Linkx
リンククロス
Webサービス

マイリンククロスにご登録をいただくと、責任開始日の当日に
がん保険の保障の開始をメールでお知らせします。

マイリンククロス(Webサービス)とは当社が提供・運営する登録制のWebサービスです。(登録無料)

ご加入後の各種お手続きがWeb上で実施可能です。(一部、手続きを除きます)

登録の際は保険証券等の証券番号が確認できるものをご準備ください。

1 新規登録サイトへ アクセス

お手元に保険証券が到着後、
いずれかの方法でマイリンク
クロスの新規登録サイトに
アクセスしてください。

●バーコード



●WEB検索

ひまわり生命 検索

https://www.himawari-life.co.jp/

2 新規登録サイト

お好みの登録方法を選
択して手続きを開始して
ください。

●LINE

LINEで新規登録

もしくは

メールアドレスで新規登録

●WEB検索

ひまわり生命 検索

https://www.himawari-life.co.jp/

3 メールアドレスの ご入力

最初に規約の確認・メール
アドレスのご入力をお願
いします。「同意し手続きする」
のボタンを押すと仮登録の
メールが届きます。

●メールアドレスのご入力

●仮登録メール受信

4 お客様情報の ご登録

仮登録メールに記載された
URLにアクセスし、案内に
従って下記お客様情報を
入力して、登録を完了させて
ください。

●パスワード

●証券番号

●漢字・カナ姓名

●生年月日

本パンフレットに記載の内容は、2023年9月現在のものです。

特徴
/ 保障
内容

保
險
料
表

支
付
事
例
/
服
務

お
手
続
き
方
法

重
要
事
項
説
明

保障内容（詳細）

主契約 がん治療給付金

通算120か月限度（1か月に1回）※①②⑤については通算無制限

がんの治療を目的としてつぎのいずれかの治療を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに**がん治療給付金**（※1）をお受取りいただけます。

お支払事由

①	手術	所定の手術（先進医療（※2）・骨髄移植を含む）
②	放射線治療	所定の放射線治療（先進医療（※2）を含む）
③	抗がん剤治療・ホルモン剤治療	所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療（※3） または がんゲノムプロファイリング検査 （※4）
④	緩和療養	所定の疼痛緩和薬（オピオイド鎮痛剤）を用いた緩和療養、所定の入院または在宅医療による緩和療養（※5）
⑤	入院	所定の入院

●公的医療保険対象の乳房再建術を受けた場合には、その該当した日にがん治療給付金のお支払事由に該当したものとみなします。

主契約 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

通算12か月限度（1か月に1回）

がんの治療を目的としてつぎのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療（※3）を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに**自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**をお受取りいただけます。
(がん治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。)

お支払事由

- ①先進医療（※2）
- ②患者申出療養（※2）
- ③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤・ホルモン剤（※6）
- ④欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤

●自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

- (※1) 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。
- (※2) 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。
- (※3) 詳しくは約款別表「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」をご覧ください。
- (※4) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、検体検査実施料（検体提出時または結果説明時）が算定されるがんゲノムプロファイリング検査をさします。
- (※5) 詳しくは約款別表「対象となる疼痛緩和薬」「対象となる神経ブロック」「在宅医療」をご覧ください。
- (※6) 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたものに限ります。ただし、がんゲノムプロファイリング検査により選定されたものは除きます。

主契約 自由診療乳房再建給付金

一乳房につき1回限度

がんの治療に伴う乳房再建術を受けたとき、**自由診療乳房再建給付金**をお受取りいただけます。
(がん治療給付金のお支払対象となる乳房再建術を除きます。)

＜参考＞ 乳房再建術について

「乳房再建術」とは、乳がんの切除により変形あるいは失われた乳房をできる限り取り戻すための手術を乳房再建術といいます。「自分の体の一部（自家組織）を使用する方法」と「人工物を使用する方法」があります。再建のタイミングは、乳がん切除と同時に再建まで行う「一次再建」と、乳がんの手術や化学療法などの補助療法が一段落したところで再建を行う「二次再建」があります。

国立がん研究センター 東病院「乳房再建術について」をもとに当社で作成

特約 がん診断給付金（がん診断給付特約）

回数無制限（1年に1回限度）

がんと医師により診断確定された場合、**がん診断給付金**をお受取りいただけます。
また、再発（※7）や転移・継続治療（入院・外来治療）などを受けた場合でも同額をお受取りいただけます。

お支払事由

【1回目】

初めてがんと医師により**診断確定**されたとき

【2回目以降】

直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき

- 新たにがんと医師により**診断確定**されたとき
- がん治療のために**入院**を開始または**継続**しているとき
- がん治療のために**外来治療**を受けたとき（※8）
- がん治療のために**在宅医療**による**緩和療養**を受けたとき（※9）

(※7) 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

(※8) がんの消滅・破壊などを直接の目的とした、①手術療法②放射線療法③化学療法（※1）④疼痛緩和療法（※2）のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。

(※1) 抗がん剤など薬剤を投与し、がんを破壊またはがんの発育、増殖を抑制する療法をいいます（細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます）。

(※2) 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。

(※9) 詳しくは約款別表「在宅医療」をご覧ください。

重要**通信販売でご契約いただく前に必ずお読みください**

ご契約に関する重要事項をつぎのとおりご案内しておりますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご契約に際しての重要事項（通信販売用）**I 契約概要**

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

II 特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり（抜粋）

「ご契約のしおり・約款」の中の重要な事項のうち、「ご契約に際しての重要事項（通信販売用）」に記載されていない事項の抜粋です。

「ご契約のしおり・約款」は「申込書受付のご案内」に同封いたしますが、お申し出をいたければ事前にご送付いたします。また、当社公式ウェブサイトからもご確認いただけます。

ご契約に際しての重要事項（通信販売用）**I 契約概要**

正式名称	終身がん保険（C2）（がん治療給付型）（I型）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。 所定の自由診療によるがん治療および所定のがんゲノムプロファイリング検査を保障しています。 ご契約から保障開始までの3か月間は保険料が発生しません。（特約中途付加を除く） このがん保険の保障はご契約から3か月後に開始し、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。 タバコを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申し込みいただけます。
保障内容	3・4ページの保障内容表をご覧ください。
保険料払込免除対象となる事由	<ul style="list-style-type: none"> 所定の高度障害状態に該当したとき ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき
保険期間	終身
保険料払込期間	終身
契約年齢範囲	20歳～80歳
あらかじめ付加されている特約	がん診断給付特約
契約者配当金	ありません。
解約返戻金	<p>（主契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中はありません。 保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、基準給付月額と同額をお支払いします。 <p>（※）終身にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。</p> <p>（特約）</p> <p>この保険に付加できる特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。 がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

● 告知内容が事実と異なる場合やご契約が失効した場合など、給付金などが支払われない場合もございます。

免責事由などの詳細は、「**II 特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）**」をご覧ください。



・第1回保険料の払込期間は支払方法によって異なります。詳しくは注意喚起情報「**5. 保険料のお払込みについて**」をご確認ください。

・お仕事の内容・健康状態・保険加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

● オプションとして付加できる特約

特約名称	内容
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている給付金などのお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情があると当社が認めたときは指定代理請求人が請求できます。
がん保険料免除特約	責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

詳細は「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は27ページに記載の各窓口までご連絡ください。

II 特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）**1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について**

お申込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

申込日からその日を含めて**15日以内（郵便消印日付）**です。

申出（手続き）方法

クーリング・オフができる期間内に、必要事項を記載した**書面（※1）**に自署しSOMP Oひまわり生命新契約サポートセンター（※2）あてに**郵便で発信**、または、電磁的記録（※3）によりお申し出ください。

（※1）書面の書式例

20〇〇年〇月〇日に申込みをした保険契約の申込みを撤回します。

申込者：〇〇〇〇（親権者：〇〇〇〇）

生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日

住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇〇

保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇

（※2）送付先住所

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

SOMP Oひまわり生命保険株式会社 新契約サポートセンター あて

（※3）電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。当社では、電磁的記録による申出の窓口をつぎの公式ウェブサイト上に設けています。

■ URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

**■クーリング・オフの効力が生じない場合**

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金など（保険料の払込の免除を含みます。以下同じ）の支払事由が生じている場合にはお申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2. 健康状態などの告知について

健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。
ご契約者や被保険者には、喫煙状況や健康状態などについて告知していただく義務があります。

告知について

- 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方などが無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。（※1）**
- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に**口頭でお話しされても、告知していただいたことはなりません**ので、ご注意ください。

（※1）ご契約内容によって、当社が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日・復活日から2年以内であれば、**告知義務違反としてご契約を解除**することができます。また、以後のご契約のお引受をお断りすることができます。

なお、2年経過後も、給付金などの支払事由が2年内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます（※2）。

（※2）募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるよう勧めたときには解除しません。
ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金などのお支払い

ご契約を解除したときには給付金などの支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込の免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（※3）

（※3）給付金などの支払事由や保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金などのお支払いや保険料の払込の免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。

この場合、保険期間の始期の属する日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払いいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引受け

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受け対応を行っております。傷病歴などがある場合、お引受けできないことがあります。

引受け範囲を拡大した商品もあります。「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」

ご契約内容の確認について

当社の確認担当員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、申込内容について確認させていただく場合があります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

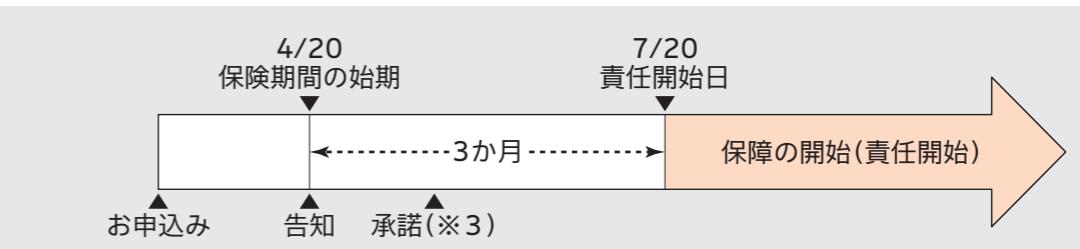
3. 保障の開始時期について

保障の開始時期は、この保険のご加入時と特約中途付加時で異なります。

この保険のご加入時（主契約・主契約と同時に付加した特約）

がんおよび保険料の払込の免除は、責任開始日から保障します。

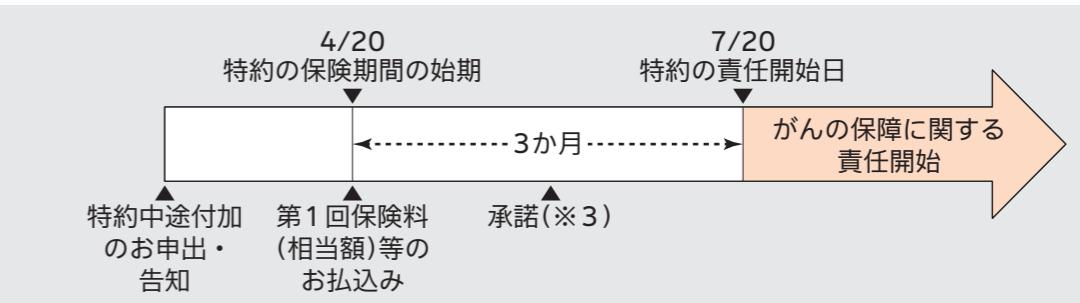
保険期間の始期	ご契約のお申込みと告知がともに完了した時（※1）
責任開始日	保険期間の始期の属する日から3か月を経過した日（※2）の翌日



特約中途付加時

保険料の払込の免除は特約の保険期間の始期から、がんは特約の責任開始日から保障します。

特約の保険期間の始期	告知と特約の第1回保険料（相当額）等のお払込みがともに完了した時
特約の責任開始日	特約の保険期間の始期の属する日から3か月を経過した日（※2）の翌日



- （※1）ご契約のお申込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申込みの場合は、情報端末でご契約のお申込みをされた時をいいます。
- （※2）「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。
- （※3）募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、**契約締結の代理権はありません**。保険契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。



がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

4. 給付金などをお支払いできない場合

給付金などをお支払いできないことがあります。

給付金などをお支払いできない場合

- ①死亡給付金などの免責事由（※1）に該当した場合
- ②告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ③重大事由（※2）によりご契約が解除された場合
- ④詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
(この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。)
- ⑤保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑥第1回保険料が猶予期間満了日（詳しくは注意喚起情報「5. 保険料のお払込みについて」をご覧ください）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

（※1）主な免責事由

- ア. 契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
- イ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故

（※2）重大事由

- ・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力＊に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
＊反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき

詳しくはご契約のしおり「給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。



ご注意
ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

5. 保険料のお払込みについて

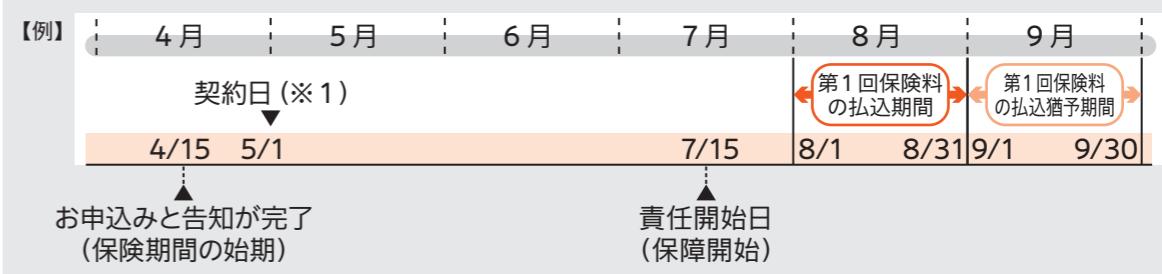
保険料は払込期間内にお払いください。お払込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

第1回保険料の払込期間と猶予期間

月払	第1回保険料の払込期間	契約日の属する月を含めて4か月目の月の初日から末日まで
	猶予期間	第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日まで
年払・半年払	第1回保険料の払込期間	契約日からその翌々月末日まで
	猶予期間	第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日まで

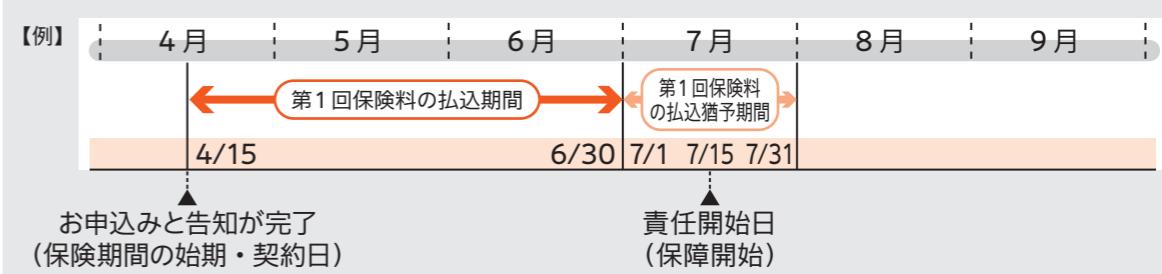
- ・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。
ご契約の効力が当初からなくなり、保険期間の始期にさかのぼって保障がなくなります。

●月払の場合



（※1） 保険期間の始期と契約日との間に被保険者の誕生日を迎える場合には、保険期間の始期を契約日として保険料を計算します。

●半年払・年払の場合



■以下の場合は、新たな「終身がん保険（C2）（がん治療給付型）」のお引受をお断りさせていただくことがあります。

- ・第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合



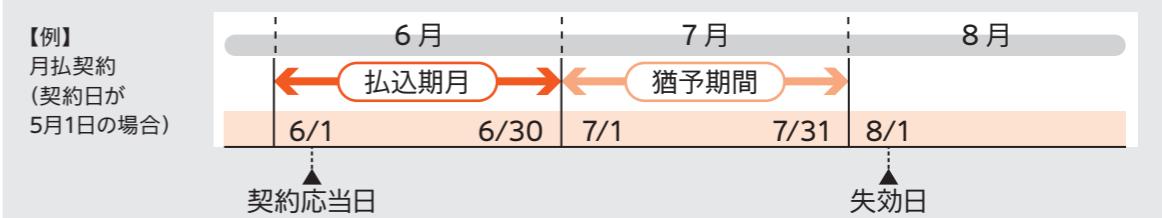
このがん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。
そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

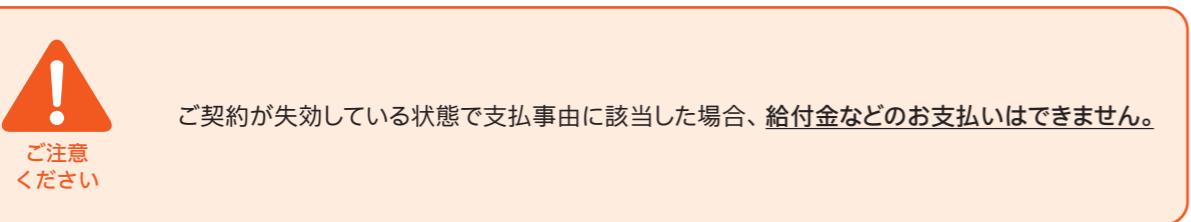
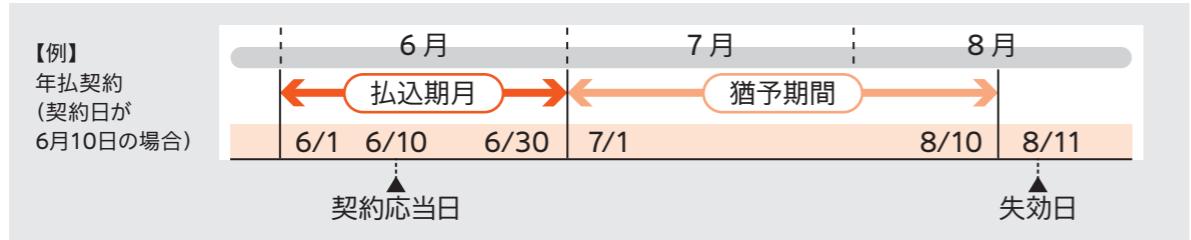
第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年（半年）単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（※）

・払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効となります。

（※）契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。





ご契約の復活について

失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払込みが必要となります。
ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
解約返戻金の額は、ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

●解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)の場合

主契約

- ・保険料払込期間中はありません。
 - ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、基準給付月額と同額をお支払いします。
- ※保険料を終身にわたって払い込むご契約の場合、解約返戻金はありません。

特約

特約に解約返戻金はありません。

7. 現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額して新たにこの保険へのお申込みをご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は、減額部分に対応する保険料)よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

新たなご契約のお引受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

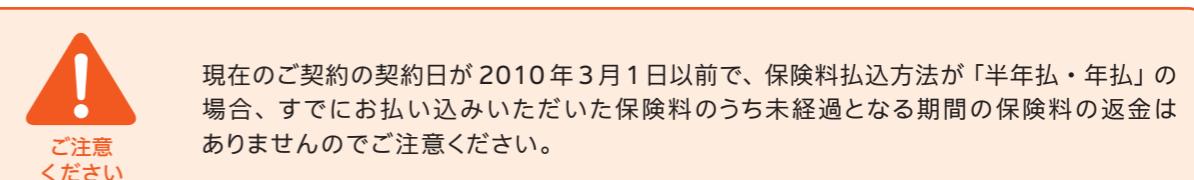
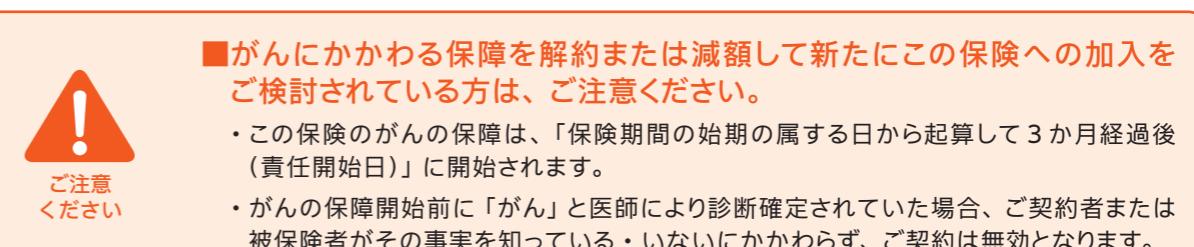
新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。
たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約などの保険料が引き上げられる場合があります。

給付金などのお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日前の発病など、給付金などをお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
(例) 入院・手術・外来治療・がん診断などの保障の有無

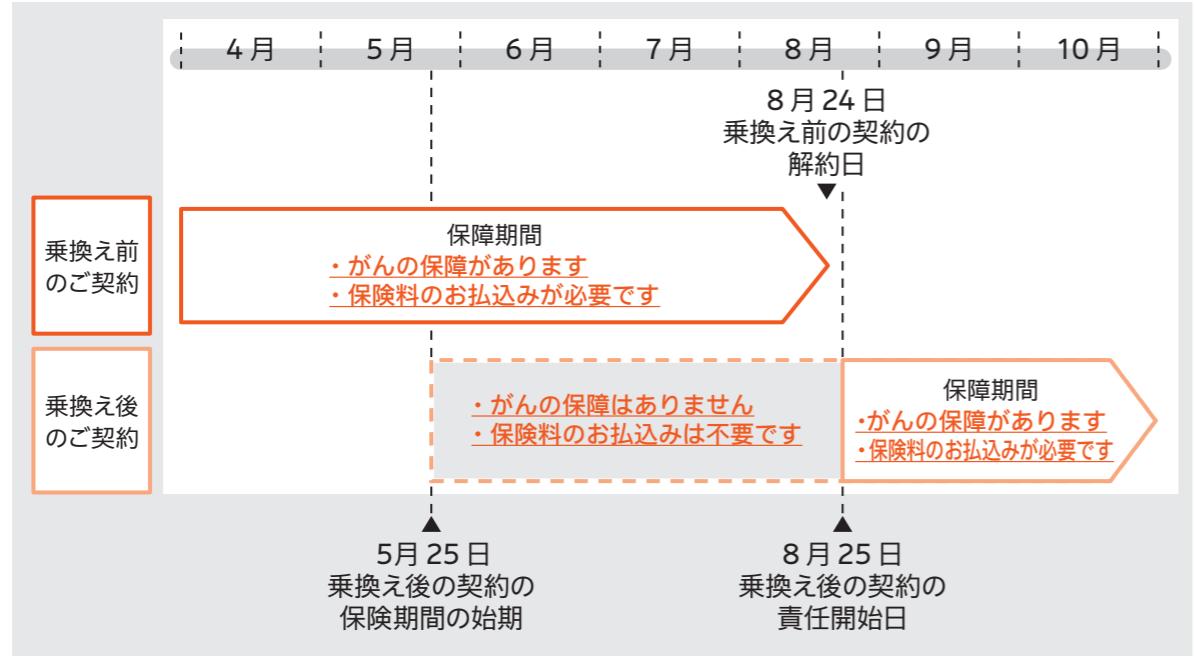


当社のがん保険からの乗換えについて

当社のがん保険を解約して新たにこの保険に申し込む場合

当社のがん保険に加入の方で、この保険に乗換えにて加入を検討しているお客さまには、所定の要件を満たす場合に、保障を途切れさせることなく、また、保険料のお支払いを重複させずに、ご契約を乗り換える制度を用意しております。

【例】5月25日に、当社のがん保険（保険料払込方法：月払）から、この保険へのお乗換えのお手続きをした場合



当社のがん保険を解約して新たにこの保険に申し込む場合にご注意いただきたい点

- ・がん保険の乗換えにあたっては、あらためて健康状態などの告知をいただく必要があります。
- ・乗換え後の契約は、契約日から3か月経過後より保険料が発生します。詳しくは、注意喚起情報「5. 保険料のお払込みについて」をご確認ください。
- ・乗換え後の契約の責任開始日の前日以前にがんと診断された場合には、乗換え前の契約の解約を取り消します。また、その場合で、乗換え前の契約の支払事由に該当するときは、乗換え前の契約の給付金などを支払います。



- ・乗換え前の契約の保険料払込方法が半年払・年払の場合で、乗換え後の契約の保険期間の始期以降に半年単位・年単位の契約応当日が到来したときには、乗換え前の契約の最終の保険料として半年分または1年分の保険料のお払込みが必要です。乗換え前の契約が2010年3月1日以前の契約の場合には、未経過となっている期間の保険料をお返しません。
- ・当社のがん保険以外から乗換えの際には、この制度の取扱いはありません。

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻などにより、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	<p>■TEL 03-3286-2820</p> <p>月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>■ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/</p>
-------------	---

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金などのご請求について

支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じたなどは、すみやかに当社にご連絡ください。

お客様からのご請求にもとづき、給付金などをお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

つぎの場合は必ずご連絡ください。

- ①支払事由が生じたとき
- ②お支払いの可能性があると思われるとき
- ③ご不明な点があるとき（※）

（※）ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。



当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者ご住所・Eメールアドレスなどを変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などをご請求できない特別な事情があると当社が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨などをお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社またはSOMP Oひまわり生命力スタマーセンターにご連絡ください。ご連絡先は、注意喚起情報「10. お問い合わせ・ご相談などについて」を参照ください。

10. お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

当社窓口

当社の生命保険のお手続きに関する照会は、以下の当社窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

- 契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
- お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
お手続き、お問い合わせ全般 (保険金・給付金請求は除く)	カスタマーセンター  0120-563-506 <small>平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)</small>
保険金・給付金などのご請求受付、 お問い合わせ	カスタマーセンター  0120-528-170 <small>平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く)</small>
ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 <small>平日 9:00~18:00 (土・日・祝日・12/31~1/3を除く)</small>

- 当社のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

SOMPOひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
-------------------------	---

生命保険相談所（生命保険協会）

- 本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会です。
- 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
--------------	---

ご契約のしおり（抜粋）

「ご契約のしおり・約款」の中の重要な事項のうち、「ご契約に際しての重要事項（通信販売用）」に記載されていない事項の抜粋です。「ご契約のしおり・約款」は「申込書受付のご案内」に同封いたしますが、お申し出をいただければ事前にご送付いたします。

また、当社公式ウェブサイトからもご確認いただけます。

■ 健康をサポートするがん保険 勇気のお守りの保障内容

- 給付金などのお支払いについては、3・4ページの保障内容表をご覧ください。
- 各給付金などの受取人は以下のとおりです。

給付金など	受取人
がん治療給付金	
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	被保険者
自由診療乳房再建給付金	
がん診断給付金	

■ 保険料のお払込みを免除しない事由

- つぎの場合、保険料の払込みの免除事由が生じても保険料のお払込みを免除しません。

保険料の払込みの免除事由	免責事由
所定の高度障害状態	保険契約者または被保険者の故意
所定の身体障害の状態	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で保険料の払込みの免除事由に該当した場合、該当する被保険者の数によっては、保険料のお払込みを免除しないことがあります。

■ 保険料率および保険料率変更について

保険料率について

- この保険は、被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。
- 被保険者が20歳以上かつ過去1年以内の喫煙などの健康状態が当社所定の範囲内である場合、つぎの保険種類の保険料に「非喫煙者保険料率」が適用され、「喫煙者保険料率」に比べ割安になります。

終身がん保険（C2）（がん治療給付型）（I型） がん診断給付特約

- 非喫煙者保険料率は、被保険者の健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合に適用されます。

復活における保険料率の取扱い

- ご契約が失効した場合、復活後の保険料率は、失効前の保険料率と同一としますが、復活前の保険料率が「非喫煙者保険料率」であった場合、復活時の喫煙状況および健康状態などによっては復活後の保険料率を

「喫煙者保険料率」に変更する場合があります。この場合、当社の定める方法によって計算した金額をお払い込みいただくことがあります。

ご契約後の保険料率変更

- 喫煙者保険料率でご加入いただいた方のうち、ご契約後の所定の期間内に喫煙状況など（※1）が当社の定める基準に適合した場合、「喫煙者保険料率」から「非喫煙者保険料率」への変更ができます。

（※1）この保険の給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由に該当していないことが条件になります。

現在の保険料率	変更後の保険料率
喫煙者保険料率	→ 非喫煙者保険料率

保険料率変更についてのご注意

- 保険料率変更のお申出の際に、すでに支払事由に該当している場合には、お取扱いできません。
- 保険料率変更の告知日が、契約日から算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- 保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況が当社の定める範囲内であっても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。

ご契約後の保険料率変更時に、告知いただいたことががらが事実と違っていた場合、当社は保険料率の変更の取消しを行うことがあります。また、その後の保険料率変更やご契約のお引受けをお断りさせていただくことがあります。

お申込み時にご確認いただきたいこと

申込書などのご記入、第1回保険料お払込み、 クーリング・オフ制度などについて

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。情報端末によるお申込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際は、当社の指定する口座にお振込みください。
- お申し込みいただいた後でも、一定期間内であれば、これを撤回できるクーリング・オフ制度があります。
- ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と違っていないかどうかもう一度よくお確かめください。もし違っているときは、お手数ですが新契約サポートセンターまたは本社にご連絡願います。また、「保険証券」は、給付金請求などのご契約に関わる各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金など（保険料の払込みの免除を含みます。以下同じ）のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。（※1）
- （※1）この場合、給付金などのお支払いの可否については、確認後に決定いたします。

